



| | |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title | アメリカ抵触法におけるジュリスディクションの概念 —アルコア事件判決再考— |
| Author(s) | 奥田, 安弘; OKUDA, Yasuhiro |
| Citation | 北大法学論集, 41(5-6), 217-252 |
| Issue Date | 1991-10-31 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/16800 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 41(5-6)_p217-252.pdf |



アメリカ抵触法におけるジュリスディクションの概念

——アルコア事件判決再考——

奥田安弘

目次

- 一 はじめに
- 二 事件の概要
 - 1 アメリカン・バナナ事件判決
 - 2 アルコア事件第一判決
 - 3 アルコア事件第二判決
- 三 立法者のジュリスディクション
 - 1 ホームズ判事の抵触法理論
 - 2 ハンド判事の抵触法理論
- 四 裁判所のジュリスディクション
- 五 おわりに

一 はじめに

法概念は、国により、また時代により大きく異なり、混乱と誤解を招くことがある。アメリカ抵触法におけるジュリスディクションの概念は、その典型的な例であろう。これをわが国の民事訴訟法にならつて「管轄」と訳すことは、きわめてミス・リーディングであるし、また米国自体においても、一九三四年の第一次抵触法リスティメントでは、“executive jurisdiction”、“legislative jurisdiction”、“judicial jurisdiction”の区別が行われていたのに対して、一九七一年の第二次抵触法リスティメントでは、“judicial jurisdiction”だけが残されてゐる⁽¹⁾。

ところで、いわゆる「域外適用」問題の先例として、American Banana Co. v. United Fruit Co., 213 U.S. 347 (1909) (以下では、アメリカン・バナナ事件判決と略称する) および United States v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416 (2d. Cir. 1945) (以下では、アルコア事件第二判決と略称する) が常に挙げられてきたが、これらを判決当時の抵触法理論の中に位置づけた研究は、ほとんど見当たらない⁽²⁾。しかし、前者が域外適用を否定し、厳格な属地主義を表明したもので、後者が域外適用を肯定し、効果理論を表明したものと述べたところで、当時と現在とは、そもそもジュリスディクションの概念ないし意義が異なるのではないかという疑いが生じる。同様の疑問は、裁判所のジュリスディクションについて判断を下した United States v. Aluminum Co. of America, 20 F. Supp. 13 (S.D.N.Y. 1937) (以下では、アルコア事件第一判決と略称する) にも当てはまる。

そこで、本稿では、まず事件の内容を正確に把握することを試みた後、アメリカン・バナナ事件判決を下したホームズ判事、およびアルコア事件第二判決を下したハンド判事の抵触法理論全体の中で、立法者のジュリスディクションと

いう概念がどのような役割を果たしているかを調べてみたい。続いて、アルコア事件第一判決を手がかりとして、当時(の外国(他州)) 法人に対する裁判所のジュリスディクションがどのように理解されているかを明らかにしたい。

なお、本稿は、アメリカン・バナナ事件判決およびアルコア事件判決を従来より幾分なりとも正確に理解することだけを目的としている。したがって、ジュリスディクションの概念全体はもちろんのこと、^⑦ 当時のアメリカ抵触法理論の流れ、すなわち礼讓理論、既得権理論およびローカル・ローの理論全体を扱うわけではないことを予め御了解頂きたい。^⑧

二 事件の概要

1 アメリカン・バナナ事件判決

まずアメリカン・バナナ事件を振り返っておくと、事件の概要は次のようなものであった。被告ユナイテッド・フルーツ社は、一八九九年に設立されたニュージャージ州法人であり、設立当初から他社との協定等により、バナナ貿易における競争を制限してきた。一九〇三年、当時まだコロンビア合衆国の一部であったパナマにおいて、訴外Aがバナナ農園を開設し、最寄りの港とを結ぶ鉄道の建設に着手したとき、被告は、様々の妨害手段を講じ、後には隣国のコスタリカ政府をも妨害行為に参加させた。その年十一月に、パナマは共和国として独立したが、翌一九〇四年六月、訴外Aは、このパナマの事業を原告アメリカン・バナナ社に売却した。しかし、同じ年の七月、被告からの要請を受けたコスタリカの軍隊および官憲は、このバナナ農園を占拠し、農園および鉄道の建設ならびに営業を中止させた。そこで、原告は、被告の行為が一八九〇年のシャーマン反トラスト法に違反するとして、三倍額賠償の請求訴訟を提起したのであった。^⑨

ニューヨーク南部地区連邦裁判所、第二巡回連邦控訴裁判所および連邦最高裁判所は、いずれも原告の訴えを却下したが、⁽¹¹⁾ここでは、ホームズ判事により言い渡された連邦最高裁判所の判決理由だけを取り上げることにはしたくない。

それによると、本件においては、何よりも被告の行為が合衆国のジュリスディクション外において、すなわち他国のジュリスディクション内において行われたことにより、そもそもシャーマン法の適用を受けるとは思われなかった。

確かに、公海のように国家の主権が存在しない地域、または文明諸国が充分と認めるような法が存在しない地域においては、文明諸国は、自国民間の関係を自国法によらせることができ、その限りにおいて、古典的な対人主権 (personal sovereignty) の概念を維持することができる。⁽¹²⁾更に、公海における海賊行為などの場合には、それを行った者を捕らえることができる限り、自国民であるか否かを問わず、処罰を宣言することができることもある。また、直接に国益を害する場合には、他国のジュリスディクション内において行われた行為に関して、処罰を宣言し、もし可能であれば、執行することもありうる。⁽¹³⁾しかし、一般的かつほとんど普遍的なルールによると、ある行為が合法であるか違法であるかは、専ら行為地国の法によって決定されなければならない。⁽¹⁴⁾もしそれ以外のジュリスディクションがたまたま行為者を捕らえたからといって、行為地の (法) 概念ではなく、自国のそれによらせるならば、それは不当であるばかりでなく、国際礼讓 (comity of nations) に反して、他の国家に対する主権侵害となり、正当な利害関係を有する国家は、遺憾に思うかもしれない。⁽¹⁵⁾

法というものは、裁判所が人に公権力 (public force) を行使する状況を述べたものである。⁽¹⁶⁾しかし、それは一般に、裁判所の権力内 (within the power of the courts) に生活している人に向けられた (処罰の) 予告または脅しに限定されている。⁽¹⁷⁾その者が将来において裁判所の権力内に身を置くかどうかにかかった (処罰の) 脅しは、ほとんど通常の意味の法とは呼べないであろう。⁽¹⁸⁾我々は、ここで何も中立国の国民による密航が違法であると述べているのではなく、特

別な場合を除いた立法者の立法行為の限界を述べているのである。確かに、国内法人は、常に国内法の権力内に留まる。⁽¹⁹⁾しかし、少なくとも本件については、法人と自然人を区別する理由は何もない⁽²⁰⁾

以上の考察により、いかなる制定法も、その機能および効力については、原則として、立法者が一般的かつ正当な権力を有する領土の範囲内にそれを限定する意図であつたと解釈されるであろう。⁽²¹⁾「取引を抑制するすべての契約」、「独占を意図する者」等々というように普遍的適用範囲を持った文言も、当然の事として、立法者が後に捕らえることのできた全員ではなく、「(行為時に)これらの立法に服していた者だけを意味すると解されよう。本件の制定法については、合衆国がパナマまたはコスタリカにおいて行われた行為を犯罪 (criminal) とするつもりでなかつたことは明らかである。⁽²²⁾

他方、被告の行為は、行為地法によつても不法行為 (Tort) ではなかつた。⁽²³⁾ 訴えによると、農園は、事実上、コスタリカのジュリスディクションにあり、コスタリカがその主権を行使して農園を占拠したとのことである。しかし、ある国家の差押は、他国の裁判所において訴えることのできる問題ではない。仮に法律上は、当該財産がパナマに所在するとしても、⁽²⁴⁾それは全く重要でない。なぜなら、主権は単なる事実すぎないからである。⁽²⁵⁾

なぜ主権国家をして、このような行為をさせたことが不法行為でないのか、その根本的な理由は、主権免責や国家行為の合法性の推定にあるわけではない。また、故意に有害な結果を引き起こす権利を有する者が介在したことは、一種の絶縁体となり、責任を遮断するものと考えられてきたが、それが常に当てはまるかどうかは明らかでない。根本的な理由は、主権国家が妥当かつ適切であると宣言した結果を、国家自身が引き起こすように仕向けたことが、そのジュリスディクション内において違法であるというように述べることは、矛盾しているということにある。当該主権国家は、それらの結果が不適切または不当とは認めていないのであるから、外国の裁判所がそのように認定することはできない。当該主権国家は、自らの行為によつて教唆を合法とする。主権とは、まさに主権者の判断が法となることを意味する。⁽²⁶⁾

コスタリカの軍隊および官憲の行為は、政府の同意を得ていなかったとは主張されておらず、むしろ政府の命令により行われていたと考えなければならぬ。政府は、少なくとも彼らの行為を追認し、彼らによって行われた占拠を承認かつ維持している。したがって、農園の被害は、コスタリカ政府による行為の直接的効果であったように思われるが、政府は、その行為を正当な権利の行使であったと考えている。バナナを高い価格で購入する行為などに関しても、それが購買地において違法であったと考える根拠は何もない。本件の訴えを可能な限り合理的に解釈してみても、それは、合衆国制定法の適用範囲に該当せず、また行為地において不法行為であったと判断できるものを何も示していないと思われる。他国のジュリスディクションにおいて行為することの共同謀議が、たとえわが国において行われていたとしても、このような共同謀議に行為自体は含められず、行為自体が当地の法によって許容されている以上、共同謀議が行為を違法とすることはない。

以上の理由により、本案に入るまでもなく、本件訴えが却下されるべきであるとした原審判決は、支持されたのである。²⁷

2 アルコア事件第一判決

次にアルコア事件判決であるが、事実関係に争いがあるので、訴訟の経緯から見ていくことにする。Aluminum Company of America (以下では「アルコア」と略称する)は、一八八八年に設立されたペンシルヴァニア州法人であり、アルミニウムの製造・販売を行ってきた。しかし、一九二二年頃から度々、反トラスト法違反の疑いにより、連邦取引委員会・私人などから訴訟を提起されていた。²⁸

一九三七年四月二三日、連邦司法省は、シャーマン法四条にもとづき、アルコア他六十三名を被告として、ニューヨーク

ク南部地区連邦裁判所に訴訟を提起した。被告らは、州際および国際取引 (interstate and foreign trade and commerce) を制限するために、独占および共同謀議を行っているので、衡平法上の救済 (equitable relief) が行われるべきであるというのである。⁽²⁸⁾

これらの被告のうち、十名は、令状の送達が行われず (not served)、一名については、訴えが却下 (dismissal) された。また一名は訴訟開始前、および二名は訴訟係属中に解散した。したがって四十九名の被告が残った。これら四十九名の被告は、四つのグループに分けられる。第一のグループは、アルコア、アルコアの子会社、取締役、役員および株主からなる。第二のグループは、カナダ法人である Aluminum Limited (以下ではリミテッドと略称する)、その取締役、役員および株主からなる。第三および第四のグループとしては、それぞれ Aluminum Manufacturers, Inc. および Aluminum Goods Manufacturing Company が挙げられている。⁽²⁹⁾

これらのグループのうち、ジュリスディクションの問題が発生したのは、第二のグループである。すなわち、リミテッドは、自己に対する訴訟開始令状 (writs of subpoena) は破棄され取り消されるべきであり、今後いかなる令状 (process) の送達も無効であることを宣言するよう求めた。なぜなら、リミテッドは、カナダ法に準拠して設立された法人であり、その本店はカナダのトロントにあり、その他の営業所もモントリオールおよびスイスのジュネーブにしかないのであるから、このように米国法の準拠法人 (inhabitant) でもなく、そこに所在 (found) したこともなく、そこで事業 (transaction of business) を行ったこともない外国法人 (foreign corporation) に対しては、米国の裁判所はジュリスディクションを有しないというのである。⁽³⁰⁾

ところで、クレイトン法一二条によると、法人に対する反トラスト法上の訴訟 (any suit, action or proceeding under the antitrust laws) は、⁽³¹⁾ 設立準拠法所属地区においてだけでなく、所在地区または事業遂行地区においても提起する

ことができる。しかし、このような訴訟の令状は、設立準拠法所属地区または所在地区においてのみ送達できるとされていた。⁽¹⁴⁾したがって、リミテッドに対する令状送達の効力は、リミテッドがニューヨーク南部地区に「所在」していたか否かにかかっていた。そして、ニューヨーク南部地区連邦裁判所は、次のような理由により、これを肯定したのである。

クレイトン法一二条にいう「所在」は、「事業遂行」以上の意味を有している。なぜなら、法人がある地区において事業を遂行していることは、ヴェニューの根拠としては充分であるが、⁽¹⁵⁾令状送達は、設立準拠法所属地区または所在地区において行われなければならないからである。それゆえ、法人が令状に服するようになったと結論するためには、「法人がここにいる」と言うことができる程度および性質の継続性をもって、事業を遂行することにより、当該地区に所在しなければならぬ。⁽¹⁶⁾

リミテッドは、その主たる業務執行役員および常設の組織が、ニューヨークの専用事務所において能動的かつ継続的に設立目的たる事業の遂行に従事しているので、ニューヨーク南部地区に現存する (present) と考えられる。すなわち、リミテッドは、このような事業遂行により、自ら当裁判所のジュリスディクションに服したのであり、したがって、クレイトン法一二条にいう「所在」はここに⁽¹⁷⁾ある。

ところで、一九三七年四月二三日に提出された衡平法上の訴状 (bill of complaint in equity) にもとづき当裁判所が発行した令状は、同年五月二一日、ニューヨーク所在のリミテッド事務所において、その事務所長に送達することにより、適法に送達された。したがって、当裁判所は、本件において、リミテッドに対するジュリスディクションを有する。以上のように述べて、ニューヨーク南部地区連邦裁判所は、リミテッドの主張を退けたのである。⁽¹⁸⁾

3 アルコア事件第二判決

続いて、リミテッドの行為が米国反トラスト法の適用を受けるか否か、これが問題となつた。なぜなら、リミテッドのシャーマン法違反とされる行為は、米国外において行われたからである。詳言すると、リミテッドは、英国法人・フランス法人・スイス法人・ドイツ法人と共に、一九三一年の設立協定にもとづき、スイス法人たる Alliance Aluminium Compagnie（以下では、アリアンズと略称する）を設立した。司法省の訴状によると、リミテッドがこの設立協定に加わり、アリアンズの株式を取得したことの「意図および効果 (intent and effect)」は、次の三点にあつた。第一に、世界市場におけるアルミニウムの過剰在庫を購入するための資金を供給し、それにより、これらの過剰在庫がアルコアの価値よりも低い価格で米国へ輸出されることを防ぐこと、第二に、米国の州際および国際通商に参入することになるかもしれないような将来の在外過剰在庫の蓄積を防ぐこと、第三に、米国におけるアルコアの独占的支配を危うくするような価格または数量のアルミニウムが将来において米国へ輸出されることを防ぐこと、以上である。⁽⁴⁹⁾

これに対して、ニューヨーク南部地区連邦裁判所は二つの問題を審理した。第一は、リミテッドがアルコアの申出または要請にもとづいて一九三一年協定に加わつたかであり、裁判所は、これを肯定する証拠は存在しないと判断した。第二は、これと全く独立に、一九三一年協定が米国の国際通商に「直接的かつ実質的な影響を及ぼしたか (directly and materially affected)」であり、裁判所は、これを肯定する証拠も存在しないと判断した。⁽⁵⁰⁾

連邦司法省からの控訴を受けた第二巡回連邦控訴裁判所は、原審判決の一部を支持したが、一部を破棄差戻とした。すなわち、リミテッドが一九三一年協定に加わることにについて、アルコアとの間に共同謀議があつたか、あるいはアルコアがアリアンズの設立について責任を負うべきか、という点是否定されたが、リミテッド自身がシャーマン法一条に違反したことは肯定された。しかし、それは、一九三一年協定の故ではなく、これを改定した一九三六年協定を締結した

ことによる。なぜなら、一九三一年協定においては、米国への輸出の割当が行われていなかったのに対して、一九三六年協定においては、これが合意されていたからである。⁴¹⁾

ところで、ハンド判事によつて言い渡された控訴裁判所の判決は、なぜ協定が米国外において締結されたにもかかわらず、シャーマン法の適用を受けるのか、その理由を詳細に述べている。⁴²⁾この部分が後に、「域外適用」の先例として頻繁に引用されるので、以下で見えていきたい。

一九三一年協定または一九三六年協定がシャーマン法一条に違反したか、これに対する答えは、外国によつて課された責任を責任の発生源 (a source of liability) として承認すべきか否かにあるのではない。これは全く逆であつて、米連邦議会が米国に忠誠義務を負っていない者の米国外における行為に責任を課すつもりであつたか否かだけに關係している。そうであれば、ここでの唯一の問題は、連邦議会が責任を課すつもりであつたか否か、および連邦憲法がこれを許していたか否かだけである。すなわち、米国の裁判所は、自国法の枠を越えて審理することはできないのである。⁴³⁾

しかし、他方において、国家の権限の行使に際して、慣習的に遵守されている制限を無視して、シャーマン法におけるような一般的文言を解釈することはできない。⁴⁴⁾このような制限とは、一般に、「抵触法 (Conflict of Laws)」によつて定められた制限に相当するものである。⁴⁵⁾すなわち、連邦議会は、米国内において、何の結果も生じない行為について、裁判所が捕らえることのできる全員を処罰するつもりであつた、と解釈することはできない。⁴⁶⁾一方、リミテッド自身が認めているように、国家は、その領土外における行為についても、その国家が非難する結果を領土内に生じる場合には、その忠誠義務に服さない者に対してさえ、責任を課すことができ、⁴⁷⁾このような責任は、通常、他の国家により承認される、これもまた確立した法 (settled law) である。⁴⁸⁾

シャーマン法はもつと広い範囲に適用される、と言うことができるかもしれない。二つの状況が考えられる。まず米

国の領土外で締結された協定が、米国への輸出に影響を及ぼす意図は無かつたが、現実には、これに影響するか、または米国からの輸出に影響することがありうる。例えば、ヨーロッパまたは南米における商品の供給制限はほとんどすべて、米国との間に取り引が存在する限り、米国に影響を及ぼしうる。しかし、米国がこのような協定を違法として扱おうとすることから発生するであろう国際的紛糾を考えるならば、連邦議会は、このような協定をシャーマン法によつてカバーするつもりではなかつた、と考える方が安全である。

次に、このような供給制限協定は、米国への輸出を含む意図があつたにもかかわらず、現実には、何ら米国への輸出に影響を及ぼさなかつた、という事態が生じるかもしれない。このような状況は、米国内において締結された契約の場合には、意図が履行の代替物 (substitute) でありうる、という理論に該当すると考えられるかもしれない。また、制定法は、米国内において何の結果も生じない国外行為をカバーするものと解されるべきではない、という理論に該当すると考えられるかもしれない。しかし、これら二つの選択肢のどちらかを選ぶ必要はなく、ここでは、米国の輸出入に影響を及ぼす意図があつたとしても、協定の履行状況から、現実に何らかの効果があつたと分かるのではない限り、シャーマン法は、このような協定をカバーしないと考えるだけで十分である。

〔意図および効果という〕二つの要件が充たされた場合には、状況は確実に、United States v. Pacific & Artic R. & Navigation Co., 228 U. S. 87 (1913); Thomsen v. Caysar, 243 U. S. 66 (1917); United States v. Sisal Sales Corporation, 274 U. S. 268 (1927) などの判例に該当する。これらの事件においては、責任を負うとされた者たちは、協定の一部を履行するために、代理人 (agents) を米国に送り込んでいた。しかし、代理人は、本人の目的を実行する生きた手段 (an animate means) にすぎず、本件については、物質的手段と異ならない。すなわち、〔仮に本件において、代理人を送り込んでいたとしても、それは〕単に、人間でなければ、アルミニウムのインゴットを輸入・販売でき

説
なかつたからにすぎない。⁽⁴⁹⁾

論
以上のような理由により、結局、一九三六年協定は、米国への輸出に影響を及ぼすことを意図し、かつ現実に影響を及ぼしたと認定されるので、シャーマン法一条に違反した、と判断されたのである。

三 立法者のジュリスディクション

1 ホームズ判事の抵触法理論

それでは、アメリカン・バナナ事件判決は、ホームズ判事の抵触法理論全体の中で、どのように位置づけられるのであろうか。これを考察するにあたり、まず彼の抵触法理論の基調となっている既得権の理論を見ていきたい。⁽⁵⁰⁾

ホームズ判事の既得権理論は、Walsh v. New York & N. E. R. Co., 160 Mass. 571 (1894) において初めて示されたと言われているが、その詳細な展開は、Slater v. Mexican National R. Co., 194 U. S. 120 (1904) (以下では、スレイター事件判決と略称する) から始まったと見るべきである。⁽⁵¹⁾ 本件は、テキサス州とメキシコ・シティーを結ぶ鉄道を経営していたコロラド州法人を被告として、メキシコの領土内で起こった事故により死亡した従業員の遺族(テキサス州民)がメキシコ法にもとづき損害賠償を請求した事件であった。⁽⁵²⁾ ホームズ判事は、米国裁判所におけるメキシコ法の取り扱いについて、次のように述べている。⁽⁵³⁾

「テキサス州〔原審法廷地——訳注〕も権利侵害による死亡に関する訴訟(an action for wrongfully causing death)を認めた制定法を有するので、本件責任は他のジュリスディクションにおいて発生したものであるけれども、それをテ

キサス州において執行するにあたり、政策の一般的対立 (general objection of policy) は、もちろん存在しない。しかし、これは、かかる責任が権利侵害行為地 (the place of the wrongful act) 以外のジュリスディクションにおいて執行される場合に、当該行為がその〔法的な〕性質または結果に関して、わずかも法廷地法に服することを意味しないことは明らかである。一方、これは、行為地法が領土外において機能しうる (operative) ということも、ほとんど意味しない。涉外訴訟の理論 (the theory of the foreign suit) によると、本件の行為は、法廷地のいかなる法にも服さなかつたけれども、ある債務 (an obligation, an obligatio) を発生したのであり、この債務は、その他の債務と同様に、人についてまわり、その人がどこにいても執行することができる。しかし、この債務の唯一の発生源 (the only source) が行為地法であるので、その結果、行為地法は、債務の存在のみならず、債務の範囲をも決定することになる。」
 (引用判例省略)

以上のようなスレイター事件判決の趣旨は、その他の判決で述べられたホームズ判事の意見をも勘案するならば、次のように理解することができる。すなわち、債務の発生そのものは、行為地法によってのみ根拠づけられるのであり、法廷地の裁判所は、そのような発生済みの債務、すなわち既得権を執行するだけである。⁽⁵⁵⁾ したがって、ホームズ判事においては、債務の発生と執行は明確に分断されるので、両者は別々に考察されなければならない。

まず、債務の発生段階においては、行為地法だけが関与するので、行為地法が債務の存否および範囲を最終的に確定してしまう。そこには、法廷地法が関与する余地は、全く存在しない。⁽⁵⁶⁾ 次に、債務の執行段階においては、法廷地の裁判所は、行為地法に拘束されるわけではなく、行為地法により発生した債務を承認するだけである。⁽⁵⁷⁾ したがって、一旦発生した債務の存在を否定したり、その範囲を制限することはできないが、一定の条件にもとづいて、執行を拒否したり、執行の範囲を制限することはありうる。このような条件とは、スレイター事件判決がいうような「政策の一般的対

説立⁽⁵⁸⁾、手続法上の制限などである⁽⁵⁹⁾。しかし、ホームズ判事は、全体として、執行の拒否または制限に慎重であり、これを認めた例はごく僅かである⁽⁶⁰⁾。

それでは、なぜ行為地法だけが債務を発生させることができるのであろうか。この点は、スレイター事件判決においては明白に述べられていないが、他の判決において述べられたホームズ判事の言葉を借りるならば、行為地法が「当事者の行動を支配していた法 (the law which governed the conduct of the parties)」⁽⁶¹⁾、「その時に、その者を自己の権力内に置いていた法 (the law then having that person within its power)」⁽⁶²⁾、「権利侵害が行われ、かつ当事者がそれを行った時に所在していた領土的ジュリスディクションの法 (the law of the territorial jurisdiction within which the wrong is done and the parties are at the time of doing it)」⁽⁶³⁾であったことに求められるべきである。すなわち、ここでは単なる行為地ではなく、行為時の人の所在地が重要なのである。まさにジュリスディクションは、「物理的な権力 (physical power)」⁽⁶⁴⁾の問題であり、当該国家(または州)の領土内にいる者を支配する権力を示している。それ以外の国家(または州)は、人の行為を支配する権力、すなわちジュリスディクションを有しないから、当然のことながら、債務を発生することもない。すなわち、既得権の理論は、属地的なジュリスディクションの概念から導かれる当然の帰結であつた⁽⁶⁵⁾。

それでは更に、なぜこのような債務は他国(または他州)において承認・執行されるべきであるのか。すなわち、ホームズ判事の抵触法理論の出所それ自体が問題となる。この点は、スレイター事件判決においては、単に「涉外訴訟の理論」としか述べられていないし、また他の判決においても、「一般理論」⁽⁶⁶⁾または「確立した信念」⁽⁶⁷⁾とされているだけである。しかし、ついに Western U. Teleg. Co. v. Brown, 234 U.S. 542(1914)に至り、それは、「本裁判所の法として確立された」もの、すなわち連邦最高裁判所の判例法として認められたのである⁽⁶⁸⁾。

以上の考察を踏まえるならば、アメリカン・バナナ事件判決は、次のように理解することができる。すなわち、ある行為が合法であるか違法であるかは、専ら行為地国の法によって決定されなければならないとして、そこではスレイター事件判決が引用されていた。⁽¹⁶⁾これは、「一般的かつほとんど普遍的なルール (the general and almost universal rule)」とされているが、ジュリスディクションの概念から導かれているため、これに反する判決を下すことは、「他の国家に対する主権侵害 (an interference with the authority of another sovereign)」となりうる。しかし、一方において、行為地法によりえない場合、または行為地法によらなくてもよい場合として、三つの例外が挙げられている。とりわけ第三の「直接に国益を害する場合 (cases immediately affecting national interests)」の例外に関しては、Strasheim v. Daily, 221 U.S. 280 (1911) (以下では「ストラーズハイム事件判決と略称する)」において、「ホームズ判事自身が次のように言い換えている。すなわち、行為がジュリスディクション外で行われたが、ジュリスディクション内に「有害な効果 (detrimental effects)」を及ぼすことを意図し、かつ現実にこれを及ぼした場合には、州は、あたかも行為者がその当時、州内に所在していたかのごとく、処罰することができるといのである。⁽¹⁷⁾しかし、ホームズ判事は、責任の執行段階に関する他の判決の傾向からも分かるように、責任の成立段階においても、例外を認めることに對して慎重であり、アメリカン・バナナ事件判決では、原則を維持したのである。

以上により、アメリカン・バナナ事件判決は、全体として、一つの事しか述べていないことが分かる。すなわち、被告は、合衆国の領土外において所在しかつ行為したので、外国のジュリスディクションには服していたが、合衆国のジュリスディクションには服さなかった。これと表裏一体の関係において、外国法たる行為地法（それは同時に、被告の行為時の所在地法でもある）は、被告の行為を支配していたが、合衆国のシャーマン法は、これを支配していなかった。したがって、行為地法によりいかなる権利侵害も発生していない以上、本件は、合衆国裁判所において執行の対象となる

説 べき債務の存在そのものを欠いていたと言わざるをえない。

論 2 ハンド判事の抵触法理論

次に、ハンド判事の抵触法理論を考察し、アルコア事件第二判決をその中に位置づけてみたい。彼の抵触法理論は、ホームズ判事の既得権理論との比較において、「ローカル・ローの理論」と呼ばれている。しかし、一方において、彼自身が明白に既得権理論を批判しているにもかかわらず、両者の間に実際上どれほどの結果の違いが生じるかについて、疑問が投げかけられているし、他方において、ハンド判事の抵触法理論を「ローカル・ローの理論」と呼ぶこと自体に対しても、反対意見が主張されている。そこで、これらの点に留意しながら、ハンド判事の見解を見ていくことにしたい。

既得権理論に対するハンド判事の批判は、Guinness v. Miller, 291 F. 769 (S. D. N. Y. 1924) が最初であったと思われるが、最も明白な形では、Siegmann v. Meyer, 100 F. 2d 367 (2d Cir. 1938) (以下では、シーグマン事件判決と略称する) に見ることができる。本件では、ニューヨーク州民である夫婦のうち、妻だけがフロリダ州へ行き、そこで暴行事件を起こしたのであるが、妻の不法行為について夫も責任を負うか否かが問題になった。これは、フロリダ州法によると肯定され、ニューヨーク州法によると否定されるべき問題であった。ハンド判事は、ニューヨーク州裁判所におけるフロリダ州法(行為地法)の取り扱いについて、次のように述べている。

「あたかも問題は、ニューヨーク州裁判所がフロリダ州法により創設された責任を執行するか否かであるかのごとく、主張がなされており、「確かに」この方向を向いていると思われる重要な先例 (high authority) が存在することは認めなければならぬ(スレイター事件判決)。しかし、厳密に言うならば、裁判所がその所在する州の法によって創設された責任以外の責任を執行することは、不可能である。その州は、単に他州が責任を創設したことを理由として、その他

州が創設した責任をモデルとして採用することはできる。……しかし、そのようにして執行された責任は、自州の意思の産物 (the creature of its own will) である。すなわち、法の抵触に関する自州法だけが、いつ他州法上の責任をまねて責任を形成するのかを決定する。」

以上のようなシーグマン事件判決の趣旨は、それ以前の判決で述べられたハンド判事の意見をも勘案して、次のように理解することができる。すなわち、ホームズ判事の既得権理論によると、行為地法により成立した債務は、そのまま承認・執行されることになるが、これは不可能である。²⁵ 法廷地の裁判所は、あくまで自国(州)法により成立した債務を執行するだけであり、単にその債務の内容が行為地法上の債務と「できる限り近い同質性を持っている (as nearly homologous as possible)」にすぎない。²⁶ したがって、行為地法上の債務は、法廷地法上の債務のモデルないしコピーの対象として承認されるにすぎない。²⁷

それでは、なぜ行為地法上の債務は、法廷地の裁判所によりモデルとして採用されるのであろうか。この点については、ハンド判事が「すべての文明化された諸国民の一般法 (the general law of all civilized peoples)」としか述べていない判決もあるが、²⁸ 遅くともシーグマン事件判決では、法廷地の抵触法がそれを決定するとしている。そして、更に「立法的 (legislative) ジュリスディクション……は、属地的であり、いかなる州も、その境界線内に物理的に現存せず、居住せず、忠誠義務によつて拘束されていない者 (neither physically present within its boundaries, nor resident there, nor bound to it by allegiance) に対して、人的債務を創設することはできない」というのである。²⁹ したがって、行為地法上の債務の承認は、ここでも属地的なジュリスディクションの概念によつて根拠づけられている。

以上により、まずハンド判事の抵触法理論がホームズ判事のそれと実際上どれほどの隔たりがあるのかが問題となる。なぜなら、一方において、法廷地の裁判所により執行されるべき債務が、直接に行為地法から発生したものであるとい

い、他方において、行為地法上の債務をモデルとして、法廷地法から発生したものであるといつても、その実際の内容に違いがあるわけではなく、単なる説明の違いにすぎないように思われるからである。しかも、行為地法上の債務をモデルとすべき根拠として、ハンド判事もまた、属地的なジュリスディクシヨンの概念を基本にすえているわけであるから、ホームズ判事の既得権理論により、行為地法だけが債務を発生させることができるといった場合と、一見したところ、大きな違いは生じないように思われる。⁽¹⁷⁾

次に、ハンド判事の抵触法理論は、法廷地法の適用を強調しているために、「ローカル・ローの理論」と呼ばれているが、⁽¹⁸⁾ホームズ判事も、前述のように、法廷地の裁判所が行為地法それ自体を適用すると述べているわけではないので、この点でも、両者は大きく異ならない。⁽¹⁹⁾したがって、ホームズ判事の抵触法理論を「既得権の理論」と呼ぶのであれば、ハンド判事のそれは、「同質権の理論 (homologous right theory)」と呼ぶべきであるとの見解もある。⁽²⁰⁾

以上のように、ハンド判事の基本的な抵触法理論に関する諸判決を見ただけでは、アメリカン・バナナ事件判決とアルコア事件第二判決の結果の違いを十分に説明することはできないように思われる。そこで、更に、同じくハンド判事によって下された Moore v. Mitchell, 30 F. 2d. 600 (2d. Cir. 1929) (以下では、ムーア事件判決と略称する) を見ることににより、アルコア事件第二判決の意味を考えてみたい。本件は、インディアナ州の税金を滞納して死亡した者の遺言執行人を被告として、同州の収入役 (treasurer) が税金の支払いを求めて提起したものである。ハンド判事は、補足意見として、インディアナ州法上適法に課された税金がニューヨーク州の裁判所における訴訟によって徴収できない理由を、次のように述べている。⁽²¹⁾ すなわち、一般的には、他州法により発生した責任は、それ自体が執行されるのか、それとも法廷地法により成立した類似の責任が執行されるのかはともかく、いずれにしても承認される。しかし、刑事責任 (criminal and penal liabilities) の場合には、例外が認められてきたし、この例外は、歳入法 (revenue laws) にも当ては

まるといのである。

「刑事責任の場合における例外の起源は、文献に記されていないが、私見によると、税金に関する責任をも含めて、例外の正当な理由は存在する。すなわち、通常の州法上の責任の場合でさえも、他州において発生したものは、自州の「確立した公共政策 (settled public policy)」に反するならば、裁判所が承認しないであろう。したがって、責任の検討は、必然的に常時留保されている……。これは、私人間に発生した問題の場合には、困難またはデリケートな審理ではないが、他州と自州民との関係において、また更に一時的に自州の境界線にいる者との関係においてさえも、全く別の様相を呈する。他州の公的秩序 (public order) に関する規定を審理することは、裁判所の権限を越えているし、少なくともそうあるべきである。……歳入法にも、同じ議論が当てはまる。これらの法は、刑事責任と同じほど積極的に州の存亡に関して、当該州に影響を及ぼす。いかなる裁判所も、これらの法が自州の適切性の概念 (its own notions of what is proper) と調和するかどうかを判断するまでもなく、自ら執行しえない審理を引き受けるべきでない。」

このようなムーア事件判決の補足意見を踏まえるならば、アルコア事件第二判決は、次のように理解することができ。すなわち、ハンド判事は、反トラスト法 (antitrust laws) 全体を「公的秩序」に関する法と捉えたのである。⁽⁸²⁾したがって、外国の反トラスト法またはそれに類似の法は、本件の場合に何らかの責任を発生したか、また仮に何らかの責任を発生したならば、それが米国の「確立した公共政策」と調和するか否かを判断するまでもなく、当然に考慮の対象から外される。もちろん、外国の反トラスト法またはそれに類似の法が、その国においては、「公的秩序」に関する法とは考えられていないかもしれない。とりわけ、それが私人の救済のみを対象とする場合には、そうであろう。しかし、ハンド判事の抵触法理論によるならば、外国法により成立した責任は、法廷地法上の責任のモデルとしてのみ承認されるので、法廷地法上の性質決定が優先するものと思われる。⁽⁸³⁾

次に、反トラスト法全体が「公的秩序」に関する法と捉えられたことにより、これに対する違反は、「直接に国益を害する場合」に該当することになったように思われる。但し、ハンド判事がストラスハイム事件判決のように、「意図および効果」によって、行為者の所在を擬制するつもりであったと考えることは疑問である。なぜなら、ハンド判事は、リミテッドの行為時の所在地に全く触れておらず、行為者の所在地よりも、むしろ行為そのものに着目しているように思われるからである。したがって、その意味において、ハンド判事自身がシীগマン事件判決において述べたような属地的ジュリスディクションの概念は、アルコア事件第二判決において、崩壊し始めたと考えられることも可能である。⁽⁴⁴⁾

四 裁判所のジュリスディクション

アルコア事件においては、本案に入る前に、まず米国裁判所が本件を審理する権力 (power to adjudicate) を有するか⁽⁴⁵⁾、という裁判所のジュリスディクションが問題となった。これを判断したのは、ニューヨーク南部地区連邦裁判所のライベル判事であるが、その判決内容は、裁判所のジュリスディクションに関する当時の判例の状況を反映している⁽⁴⁶⁾ので、若干の説明を要する。

まず、クレイトン法一二条は、法人に対する反トラスト法訴訟について、ヴェニュー (venue) および令状送達 (service of process) を規定している⁽⁴⁷⁾。それによると、法人に対する反トラスト法訴訟は、設立準拠法所屬地区だけでなく、所在地および事業遂行地区においても提起することができる。これは、ヴェニューの問題である⁽⁴⁸⁾。しかし、裁判所がジュリスディクションを取得するためには、令状送達が必要であり、クレイトン法一二条によると、これは、設立準拠法所

属地区または所在地区においてのみ行うことができる。したがって、外国(他州)法人に対する反トラスト法訴訟は、法人の所在地区または事業遂行地区において提起することができるが、令状送達は、法人の所在地区においてのみ行うことができる。そこで、カナダ法人であるリミテッドについては、所在と事業遂行の区別が問題となつたのである。

このような区別に関して、ライベル判事は、*Tauza v. Susquehanna Coal Co.*, 220 N. Y. 259 (1917)を引用しているが、この判決を下したカードウヅウ判事は、連邦最高裁判所の判例として、デイ判事による三つの判決を引用している。⁽⁸⁸⁾以上の四つの判決によると、外国(他州)法人に対する訴訟は、当該法人が法廷地のジュリスディクション内に現存し(present)、かつジュリスディクション内に居住する有権代理人(an authorized agent)に対して、適法な令状送達が行われなければならない。ここでは、事業遂行地のヴェニューを認めた特別の制定法は存在しなかつた。

しかし、自然人の現在地は明らかであるとしても、法人の現在地は、何によつて判断すればよいのであろうか。結局のところ、外国(他州)法人については、事業遂行地をもつて、現在地とみなすしかない。但し、その事業遂行の性質および程度は、令状送達の時点において、法人が法廷地のジュリスディクションに服していたと判断できるものでなければならぬので、一定の重要性および継続性を必要とする。しかし、厳密な基準を提示することは不可能であり、事案毎に判断するしかないであらう。⁽⁸⁹⁾

以上のような連邦最高裁判所およびニューヨーク州控訴裁判所の判例は、法人の現在地を一定の事業遂行によつて擬制したものと言える。したがって、裁判所のジュリスディクションも、ホームズ判事およびハンド判事のいう立法者のジュリスディクションと同様に、その領土内に所在する者に対する物理的権力を意味している。⁽⁹⁰⁾但し、立法者のジュリスディクションが行為時の人の所在を問題としていたのに対して、裁判所のジュリスディクションは、令状送達の時点を基準としている。したがって、行為者が行為の後、どこかに移動した場合、令状送達により「捕らえる」ことができ

説
る限り、その時々⁽⁸²⁾の所在地において訴えを提起することができるが、行為時に行為者が所在していた地の立法的ジュリスディクションは、法廷地の裁判所により承認され、行為地法により発生した責任がそのまま執行されるか（ホームズ判事）、または法廷地法上の責任のモデルとして採用される（ハンド判事）。

ところで、ハンド判事自身は、*Hutchinson v. Chase & Gilbert*, 45 F. 2d 139 (2d Cir. 1930)において、法人の現在地を擬制することに対して、厳しい批判を行っている。すなわち、「対人訴訟におけるパーソナル・ジュリスディクションの理論 (the theory of personal jurisdiction in an action in personam)」は、自然人の場合には、被告の現在地を基準とすることができるが、法人の場合には、異なった取り扱いが必要であるというのである⁽⁸³⁾。

「法人が他州において『現存』しなければならぬ」と述べることは、その〔現存という〕用語が、法人をジュリスディクションに服せしめるという扱いを要請するものとして定義されるのであれば、議論をほとんど進展させない。なぜなら、それは、答えられるべき問題を提示する以上の何物でもないからである。……法人に所在地 (locality) の概念を導入することは、法人の目的を達成する行為によるのでなければ、困難であり、不可能とすら思える。株主、役員および支配人といった個人は、法人そのものではなく、彼らの行為のすべてを法人に帰してはいない。彼らが法人を代表すると言えるのは、業務に携わっているときだけであり、法人の行為を部分毎に性質上区別することはできない。すなわち、彼らは、共通の計画を実行しているのである。もしどうしても法人の所在地があると考えるのであれば、法人は、業務の大小を問わず、そのいずれかの部分が行われる場所のすべてにおいて、同時に現存していなければならない。」

以上のように、ハンド判事は、法人の所在地を擬制することがいかに無意味であるかを述べ、外国（他州）法人に対する裁判所のジュリスディクションについて、一定の業務執行を基準とするならば、それは何か別の要請、例えば被告の便宜等にもとづくものであることを明らかにした。そして、ついに *International Shoe Co. v. Washington*, 326 U.

S. 310 (1945)において、所在に代わる基準として、「最小限度の関連」(minimum contacts)が打ち出されたのであるが、一九三七年に下されたアルコア事件第一判決では、まだ法人の所在地を擬制した属地的なジュリスディクション概念が維持されていたのである。

五 おわりに

以上によって、アメリカン・バナナ事件判決およびアルコア事件判決が下された当時のアメリカ抵触法におけるジュリスディクションの概念が、幾分なりとも見えてきたように思われる。すなわち、立法者のジュリスディクションおよび裁判所のジュリスディクションは、いずれも領土内における人の所在により発生し、その意味において、属地的であった。そこでは、人の行為が所在地以外の場所に重大な影響を及ぼしたり、法人の所在地が問題となった場合には、行為によって所在を擬制する以外に方法がなかった。ところが、人の所在よりも行為そのものの方が重要となるにつれて、ジュリスディクションの概念そのものが変わってきたと見ることができ。すなわち、人から行為に視点を移すことにより、ジュリスディクションは、もはや属地的なものではなくなり、人の所在を擬制する必要はなくなってしまった。このようなジュリスディクションの概念は、従来のもものと全く別物と考えることができるであろう。

アメリカン・バナナ事件判決に対するアルコア事件第二判決の意義も、このような点に見出すことができる。すなわち、アメリカン・バナナ事件では、被告は、行為の時に、米国の領土外に所在していた。(少なくとも、このように認定された。) ホームズ判事の属地的なジュリスディクションの概念によると、被告の行為時の所在地だけが立法的ジュリ

ステイクションを有するのであり、それ以外の結果発生地のジュリスディクションは、被告の所在を擬制することによつてのみ可能な、全くの例外としか考えられていない。これに対して、アルコア事件でも、被告は、おそらく一九三六年協定の締結という目的については、米国の領土外に所在していたとみなされるのであろうが、そもそもハンド判事にとつては、もはや被告の所在地は重要ではなかった。そして、行為に着目するならば、広い意味の行為は、行動地および結果発生地の両方を含みうるので、ハンド判事は、「意図および効果」という条件を付けながらも、被告の所在を擬制することなく、結果発生地のジュリスディクションを認めることができたのであろう。

以上述べたことは、基本的には、裁判所のジュリスディクションにも当てはまる。すなわち、アルコア事件第一判決は、法人の所在地を擬制していたが、ハンド判事にとつては、このような擬制は全く無意味であり、所在以外の基準が設けられるべきであった。⁽⁹⁶⁾しかし、このような基準は、もはや立法者のジュリスディクションの場合と同じようなものではありえないので、従来は、人の所在という共通の原則によつて貫かれていたジュリスディクションの概念は、この後、分化せざるをえないことになった。⁽⁹⁶⁾

以上のようなアメリカン・バナナ事件判決およびアルコア事件判決の分析は、現在焦点となつていゝわゆる「域外適用」問題の実地的解決には、役立たないかもしれない。⁽⁹⁷⁾しかし、そこで、しばしば先例として引用されるこれらの判決が、はたして十分に理解されているのか、その点に疑問があつたために、このような分析を試みた。先例として引用する以上、正確な理解にもとづいていない場合には、混乱と誤解を招くだけであらう。その点の慎重な姿勢が望まれる。⁽⁹⁸⁾

〔一九九〇年八月一五日脱稿〕

- (1) このような訳語は、往々にして、アメリカ抵触法におけるジュリスディクションの概念がわが国の「裁判管轄」と同じようなものであるとの誤解を招いている。例えば、いわゆる「ノボ・インダストリー事件判決」(最高裁判昭和五〇年一月二八日第三小法廷判決、民集二九卷一〇号一五九二頁)に関連して、判例評釈は、こぞって公正取引委員会の外国事業者に対する「対人管轄権」を取り上げた。澤木敬郎・国際商事法務四卷四頁、石井健吾・ジュリスト六〇八号七三頁、遠藤博也・ジュリスト六〇七号八八頁、久保欣哉・金融・商事判例五〇二号八頁。原審である東京高裁判昭和四六年五月一九日判決、民集二九卷一〇号一六〇三頁に関連して、丹宗昭信・ジュリスト五〇九号二〇〇頁、松下満雄・商事法務研究五六四号二三頁。公正取引委員会の昭和四五年一月二日審決、審決集一六卷一三四頁に関連して、今村成和『私的独禁法の研究(四)』九三頁以下、木元錦哉・ジュリスト四五六号一八八頁、菊地元一・公正取引二三三号一五頁。更に、いわゆる「三重運賃同盟事件」(公正取引委員会昭和四七年八月一八日審決、審決集一九卷五七頁)に関連して、小原喜雄・ジュリスト五三三〇号九八頁。しかし、対人訴訟と対物訴訟の区別のないわが国において、このような概念が実定法上存在しないことは、ほとんど常識に属する。桑田三郎「ノボ事件に関する最高裁判決をめぐって——その国際私法的考察——」公正取引三〇七号一〇頁参照。
- (2) American Law Institute, Restatement of the Law of Conflict of Laws, Sec. 56-73 (1934).
- (3) American Law Institute, Restatement of the Law Second, Conflict of Laws 2d, Chapter 3 (1971).
- (4) See also American Law Institute, Restatement of the Law Second, Foreign Relations Law of the United States, Part I (1965); Restatement of the Law Third, Foreign Relations Law of the United States, Part IV, (1987). 前者では「jurisdiction to prescribe」および「jurisdiction to enforce」という二分法が取られていたのに対して、後者では、さらに「jurisdiction to adjudicate」が加えられ、三分法が採用されている。その詳細については、野村美明「アメリカ国際関係法リステイトメントの改訂について——国家管轄権を中心に」国際法外交雑誌八五卷六号七六頁以下、アメリカ対外関係法リステイトメント研究会訳「アメリカ対外関係法第三リステイトメント」(一)同八八卷五号六九頁以下参照。
- (5) その数少ない試みとして、H. Kronstein, Neue amerikanische Lehren zum Internationalen Privatrecht im Lichte des amerikanisch-europäischen Kartellkonflikts, Festschrift für Martin Wolf (1952), S. 225 ff. 但し、クロンシュタインの研究は、不十分なものに思われる。

(6) さしあたり、松下満雄『独占禁止法と国際取引』(一九七〇年)、同『アメリカ独占禁止法』(一九八二年)二六七頁以下、小原喜雄「域外管轄権の不当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界」国際法外交雑誌八八巻四号一頁以下、同「多国籍企業を規制する管轄権原理の展開——域外適用の賛否をめぐって——」世界経済評論一九八三年九月号四七頁以下、石黒一憲『現代国際私法・上』(一九八六年)一九二頁以下参照。

(7) ジュリスディクションの概念は、きわめて多義的である。例えば、Black's Law Dictionary, 4th ed. (1951), at 991 によると、ジュリスディクションとは、以下のことを行う権限、能力、権力または権利 (authority, capacity, power or right) を意味する。「行為する」・「裁判する」・「判決を執行する」・「当事者が裁判所等に出頭することを強制する」・「一般的な抽象問題を扱う」・「訴訟物を扱う」・「決定する」・「法律問題だけでなく事実問題も審理する」・「法を宣言、解釈、実施または適用する」・「訴訟、紛争または問題を裁決する」・「訴訟を処理する」・「罰する」・「調査を開始する」・「命令または判決を記録する」・「訴訟または紛争を受理する」・「裁判所が紛争を審理し、裁決する権力を有するか否かを審査する」・「司法権を行使する」・「審理し、裁決する」・「裁決しないで、審理する」・「事実を調べる」・「立法する」・「当事者間の紛争を処理する」・「判決を言い渡し、または法律上の救済を認める」・「司法権を発動し、裁判に至る」・「命令または判決を下す」・「審理に入る」・「審理する」・「動産占有回復訴訟において財産の占有権に関する紛争を審理する」。See also A. A. Ehrenzweig, A Treatise on the Conflict of Laws (1962), at 71-77.

(8) わが国における研究として、川上太郎「ストーリーとアメリカ国際私法」神戸法学雑誌九巻一・二号三四頁以下、同「ヒールとアメリカ国際私法」『国際私法の基本問題・久保岩太郎先生還暦記念論文集』(一九六二年)一三頁以下、桑田三郎「アメリカ国際私法における local-law theory について」『国際私法と国際法の交錯』(一九六六年)五九頁以下などがある。

(9) American Banana Co. v. United Fruit Co., 160 Fed. 184, 185-187 (S. D. N. Y. 1908); 166 Fed. 261, 262-263 (2d. Cir. 1908); 213 U. S. 347, 354-355 (1909).

(10) 160 Fed. 184 (S. D. N. Y. 1908); 166 Fed. 261 (2d. Cir. 1908); 213 U. S. 347, 355-359 (1909).

(11) 213 U. S. 347, 355-359 (1909).

(12) See A. V. Dicey, The Conflict of Laws, 2d. ed. (1908), at 650-652, 726; J. H. Beale, A Treatise on the Conflict of Laws, Vol. I -Part I (1916), at 121.

- (13) この例外は、ホームズ判事自身により、ストラーズハイム事件判決において、さらに展開されている。後述三一参照。
- (14) その先例として、ホームズ判事自身が下したスレイター事件判決が引用されている。後述三一参照。
- (15) その先例として、Phillips v. Eyre (1869), L. R. 4 Q. B. 225, 239; (1870), L. R. 6 Q. B. 1, 28 が引用されている。この判決については、西賢「不法行為のプロパー・ローについて」、神戸法学雑誌一五巻四号六九四頁以下、折茂豊『涉外不法行為法論』(一九七六年) 四二頁以下参照。ホームズ判事は、Dicey, supra note (12), at 647 も引用しているが、ダイシーの規則一七九のような法廷地法の累積適用は、ホームズ判事により採用されていない。後述三一参照。
- (16) See O. W. Holmes, 'The Path of the Law', in: Collected Legal Papers (1952), at 167.
- (17) 後述三のように、立法者のジュリスディクションは、人が行為時に領土内に所在していたことにより発生する。したがって、この段落は、行為地法主義を述べた前段落と同じことを言い換えたにすぎない。
- (18) 後述四のように、裁判所のジュリスディクションは、人が令状送達の際に領土内に所在することにより発生するが、行為地の立法者のジュリスディクションは、法廷地の裁判所により承認される。
- (19) 「法人は、それを設立せしめた主権の境界外では、法的存在を維持しえない。」Bank of Augusta v. Earle, 13 Per. (38 U.S.) 519, 588 (1839).
- (20) 後述四のように、裁判所のジュリスディクションについても、法人は、自然人と同様に、その設立地以外に所在しうるとみなされていた。
- (21) ホームズ判事は、ここで「すべての立法は、一見したところ属地的である」という Ex parte Blain (1879), 12 Ch. D. 522, 528 等々を引用している。ホームズ判事自身は、Muhall v. Fallon, 176 Mass. 266 (1900). にちぎって「立法者の権力は属地的である」と述べている。ハンド判事の同様の見解については、後述(7)およびその本文参照。
- (22) 本件自体は、民事事件であるが、シャーマン法は、民事責任だけでなく(四条・七条)、刑事責任をも発生させるため(一条)、本文のように述べられたのであろう。See United States v. Bowman, 260 U.S. 94, 98 (1922).
- (23) 後述三二のように、被告の行為が外国法たる行為地法により刑事責任を発生した場合には、このような刑事責任は、法廷地の裁判所により承認されない。したがって、本件では、不法行為責任が成立するか否かだけが検討された。なお、外国法により発生した責任が承認されるか否かの点を除けば、私的権利侵害(private wrong)たる不法行為と公的権利侵害(public

- wrong)たる犯罪 (crimes and misdemeanors) として、抵触法上の扱いは異なる。後述注(69)参照。
- (24) 鉄道が敷設せられようとしていた地域については、パナマ独立前のコロンビア合衆国とコスタリカとの間で締結された条約にもとづく仲裁判断がフランス大統領により下され、コロンビア合衆国に帰属するものとされてきた。American Banana Co. v. United Fruit Co., 166 Fed. 261, 263 (2d Cir. 1908); 213 U. S. 347, 354 (1909).
- (25) これは、後述三一のように、ホームズ判事がジュリスディクションを「物理的な権力」の問題と考えていることと関連しているように思われる。
- (26) ホームズ判事は、Lamer v. United States, 240 U. S. 60, 64 (1916)において、次のようにも述べている。「ジュリスディクションは権力の問題であり、間違つた決定も正しい決定も含む。」
- (27) See *Id.*, at 64. 「紛争が破産、著作権、特許権または海事のように、連邦法により規制された事項に関する場合には、ジュリスディクションは、本案と非常に密着しているので、「連邦法の範囲内にならない事件は、「連邦裁判所のジュリスディクションの範囲内にもない。」これは、事項的ジュリスディクション (subject matter jurisdiction) の問題でもある。さしあたり、M. D. グリーン『体系アメリカ民事訴訟法』(一九八五年)一八頁以下参照。
- (28) United States v. Aluminum Co. of America, 44 F. Supp. 97, 106-107 (S. D. N. Y. 1941).
- (29) 20 F. Supp. 13, 14 (S. D. N. Y. 1937).
- (30) 44 F. Supp. 97, 108 (S. D. N. Y. 1941); 148 F. 2d. 416, 421 (2d. Cir. 1945).
- (31) "inhabitant"とは「現実かつ恒常的にある地に居住し、その地にレジサールを有する者を指すが、法人の場合には、その設立地におおむねのみ "inhabitant" となりうるのみ」本文のように訳しておいた。さしあたり、Black's Law Dictionary, 4th ed. (1951), at 921.
- (32) 20 F. Supp. 13, 15 (S. D. N. Y. 1937).
- (33) 本法において「反トラスト法」とは、いわゆるシャーマン法、ウィルソン関税法七三条ないし七七条、ウィルソン関税法七三条ないし七六条を改正する法律、および本法を指す(クレイトン法一条)。
- (34) "Any suit, action or proceeding under the antitrust laws against a corporation may be brought not only in the judicial district whereof it is an inhabitant, but also in any district wherein it may be found or transacts business."

and all process in such cases may be served in the district of which it is an inhabitant, or wherever it may be found”

- (35) ヴェニエーの意味については、後述注(87)参照。
- (36) *United States v. Aluminum Co. of America*, 20 F. Supp. 13, 16 (S. D. N. Y. 1937). その先例として、*Tauza v. Susquehanna Coal Co.*, 220 N. Y. 259 (1917)が引用されているが、その意味については、後述四参照。
- (37) *Id.*, at 19.
- (38) *Id.*, at 19-20
- (39) *United States v. Aluminum Co. of America*, 44 F. Supp. 97, 280-281 (S. D. N. Y. 1941).
- (40) *Id.*, at 281-286.
- (41) 148 F. 2d. 416, 439-443 (2d. Cir. 1945).
- (42) *Id.*, at 443-444.
- (43) さしあたり、前掲注(6)の文献参照。
- (44) ハンド判事は、一般論として、外国法により成立した責任の承認を否定したわけではない。むしろ、一般論としては、ハンド判事も、行為地法上の責任を法廷地法上の責任のモデルとして承認しているので、本件では、反トラスト法の性質が例外を認めさせたと考えるべきである。後述三二参照。
- (45) ハンド判事がなぜ、*“Conflict of Laws”* というように、引用符を付し、固有名詞として表記したのかは明らかでない。しかし、ハンド判事がシグマン事件判決(後述三二)において、「法の抵触に関する法」と述べたときには、普通名詞として表記していることから、その省略形としての「抵触法」という名称が、すでにストーリー、ビール等の著作の表題として採用されているもの、当時の裁判所においては、まだ一般的でなかったと推測できる。
- (46) ハンド判事は、その先例として、まずアメリカン・バナナ事件判決を挙げている。その趣旨はおそらく、アメリカン・バナナ事件判決においては、原告の損害が専ら米国内において発生したことにもとづくのであろう。
- (47) ここでいう「忠誠義務」(allegiance)とは、米国籍の保有から発生する *natural allegiance* の意味に解される。Black's Law Dictionary, 4th ed. (1951), at 99. See also *Blackmer v. United States*, 284 U. S. 421, 436 (1932). *キッド* 邦

ランスに居所を移した米国民民に対する米國裁判所のジュリスディクションが、米國国籍の維持を理由として、したがって米國に対する忠誠義務を理由として、肯定された。後述注(76)およびその本文も参照。

(48) ハンド判事は、その先例として、まずストラーヌハイム事件判決を挙げている。その意義については、後述三二参照。なお、ハンド判事は、第一次抵触法リスティメント六五条も引用している。それによると、「ある邦において行われた行為の結果が他の邦において発生した場合には、行為および結果の連鎖中の出来事が発生した各邦はすべて、その効果としての権利その他の利益を創設すべき立法的ジュリスディクションを行使することができる。」*Restatement, supra note (2), at 97-98.*そして、「そのコメントによると、複数の邦が立法的ジュリスディクションを有する場合、法選択の問題が生じるといのであるが (*Id., at 98.*)、本件では、後述三二において掲げた理由により、外国法たる行動地法によって成立した責任は承認されないもので、結果発生地たる米國のジュリスディクションだけが問題とされたのである。

(49) ハンド判事は、本件については、代理人の存在を重視しない姿勢を示した。しかし、通常の不法行為事件では、代理人の行為による本人の責任について、あたかも本人が代理人の行為地に所在していたかのごとく、その地の立法者のジュリスディクションに服するとした判決もある。*Scheer v. Rockne Motors Corporation, 68 F. 2d. 942, 943-944 (2d. Cir. 1934).* (但し、本件では、授權の有無が明らかでないとして、原審へ差し戻した。)これによると、ハンド判事が引用したアルコア事件以前の判例は、米國の取引を制限する意図および効果よりも、代理人の行為が本人の行為と同一視できることを重視したことになり、アルコア事件と区別されるべきことになつてしまつてあろう。

(50) ホームズ判事の抵触法理論全体については、*G. K. Reiblich, The Conflict of Laws Philosophy of Mr. Justice Holmes, 28 Geo. L. J. (1939), at 1-23.*

(51) *Id., at 7.*

(52) 原告の請求は、刑法違反の作爲または不作爲にもとづく民事責任に関するメキシコ刑法典第二編の諸規定に依拠していつた。194 U. S. 120, 125-6 (1904).

(53) *Id., at 126.*

(54) ホームズ判事は「スレイター事件判決以降、一時期、“obligation”に代えて、“obligatio”とどうラテン語を使つてきた。*Davis v. Mills, 194 U. S. 451, 453 (1904); Old Dominion Steamship Co. v. Gilmore, 207 U. S. 398, 405 (1907).*

- Ehrenzweig, *supra* note (7), at 10-11 n. 16 に「あると」それはラテン語の“obligatio”の方が英語の“obligation”よりも広く明白な意味を持っているからであると推測される。
- (55) ホームズ判事の抵触法理論は「ホールの理論に類似しているため、「既得権」(vested rights)の理論と呼ばれているが、ホームズ判事自身は「むしろ「創設済みの権利」(right created)または「創設済みの責任」(created liability)と述べている。」
- Davis v. Mills, 194 U.S. 451, 454 (1904). Cf. Beale, *supra* note (12), at 105-113; Reiblich, *supra* note (50), at 6-7.
- (95) スレイター事件判決以外に Davis v. Mills, 194 U.S. 451, 454 (1904); Western U. Teleg. Co. v. Brown, 234 U.S. 542, 547 (1914); Deutsche Bank Filiale Nurnberg v. Humphrey, 272 U.S. 517, 519 (1926); Zimmermann v. Sutherland, 274 U.S. 253, 255 (1927).
- (97) スレイター事件判決以外に「とりわけ Farmers Loan & T. Co. v. Minnesota, 280 U.S. 204, 217 (1930). それに「あると」かかる債務(obligations)が他州における訴訟によって執行される場合「それは創設(creation)ではなく「承認(recognition)にもとづいている。」「金銭債務(debt)は「どこで執行されようとも」それを創設せしめ「かつ依然として金銭債務たることをしている法によるものとして「承認されているからこそ」執行されるにすぎない。」
- (98) See also Walsh v. New York & N. E. R. Co., 160 Mass. 571 (1894) (a fundamental difference of policy); Polson v. Stewart, 167 Mass. 211 (1897) (policy for an exception); Cuba R. Co. v. Crosby, 222 U.S. 473, 478 (1912) (a limit of policy); Oceanic Steam Nav. Co. v. Mellor, 233 U.S. 718, 732 (1914) (the domestic policy).
- (99) スレイター事件判決では「結局のところ「メキシコ法により規定された救済方法が定期金の支払であり、しかも将来における事情の変更により金額を変更しうるなど、米国のコモン・ロー訴訟の権限を越えていたため、訴えは却下された。194 U.S. 120, 128 (1904). また「Oceanic Steam Nav. Co. v. Mellor, 233 U.S. 718 (1914)では「英国法により成立した不法行為責任について、米国の連邦制定法にもとづく船主責任制限手続が認められた。詳細については「拙稿「船主責任制限の準拠法」香川法学四巻二号一七六頁以下。See also Western U. Teleg. Co. v. Brown, 234 U.S. 542, 547 (1914). (責任制限が「異なった根拠にもとづくことがあるとして、前掲判決を引用している。）」また「コモン・ロー諸国間においては「一国のコモン・ローは他国のそれと同一であるとの推定が働くが、それ以外の外国法および他のコモン・ロー諸国の制定法については「このような推定が働かないので、主張および証明を必要とする。キューバ法に関して「Cuba R. Co. v. Crosby, 222 U.

- S. 473, 479 (1912). See also *Aslanian v. Dostumian*, 174 Mass. 328 (1899).
- (9) 例えは、注(8)に掲げられた判決は、いずれも当該事件について根本的な政策の相違を認定しなかつた。なぜなら、このような涉外事件では、「裁判所の任務は、法廷地の正義観念を實行することではなく」——*Cuba R. Co. v. Crosby*, 222 U. S. 473, 478 (1912)。——「外国法により成立した債務を執行するために」、「法廷地の裁判所を貸せよ」といふ事——*Deutsche Bank Filiale Nurnberg v. Humphrey*, 272 U. S. 517, 520 (1926)。——にすぎないからである。See also *Zimmermann v. Sutherland*, 274 U. S. 253, 255 (1927)。また、この「結局」注(8)に掲げられたような手続上の制限を理由とした執行の拒否または制限を行わねばならぬ。
- (10) *Walsh v. New York & N. E. R. Co.*, 160 Mass. 571 (1894).
- (11) *Davis v. Mills*, 194 U. S. 451, 453 (1904).
- (12) *Cuba R. Co. v. Crosby*, 222 U. S. 473, 478 (1912).
- (13) *McDonald v. Mabey*, 243 U. S. 90, 91 (1917)。本件は、裁判所のジュリスディクションに関するものであるが、基本的な観点は、立法者のジュリスディクションの場合と同じである。後述四参照。See also *Lamer v. United States*, 240 U. S. 60, 64 (1916)。——前述注(26)参照。
- (14) See also *Reiblich*, supra note (50), at 6.
- (15) *Davis v. Mills*, 194 U. S. 451, 453 (1904)。See also *Poison v. Stewart*, 167 Mass. 211 (1897).
- (16) *Cuba R. Co. v. Crosby*, 222 U. S. 473, 479 (1912).
- (17) 234 U. S. 542, 547 (1914)。このことは、ホームズ判事自身が下したスレイター事件判決および *Cuba R. Co. v. Crosby*, 222 U. S. 473 (1912) が引用されていふにすぎない。また、ホームズ判事は、その既得権理論を初めて示した *Walsh v. New York & N. E. R. Co.*, 160 Mass. 571 (1894) の *Phillips v. Eyre* (1870) L. R. 6 Q. B. 1, 28, 29 等を引用しながら、次のように述べた。「ある者は、……英国法は、当裁判所の見解と調和しているかもしれない。しかし、それがどうであらうとも、当裁判所の見解は、……移動的訴訟原因 (transitory cause of action) が本邦の一州において、当地の……ロモン・ローにより与えられた場合、それが法廷地州の見解とわずかに異なっているとしても、政策の基本的相違に至らないときには、当事者の行動を支配した法により発生したと認められる債務の執行は妨げられるべきでない」ということである。」

- (69) ホームズ判事は、スレイター事件判決において、「権利侵害行為地」(the place of the wrongful act)と述べている。194 U. S. 120, 126 (1904). See also *Cuba R. Co. v. Crosby*, 222 U. S. 473, 478 (1912). 「権利侵害」(wrong)とは、個人に対するものとしての私的権利侵害(不法行為、契約違反など)および社会全体に対するものとしての公的権利侵害(犯罪)の両方を含むので——Black's Law Dictionary, 4th ed. (1951), at 1788.——スレイター事件判決で述べられた抵触法理論は、原則として、民事事件だけでなく、刑事事件にも適用される。但し、後述三つのように、公的権利侵害については、行為者が法廷地の立法者のジュリスディクションに服していたか否かだけが問題となる。前述注(23)も参照。
- (70) ホームズ判事は、その先例として、他の判決と共に、アメリカン・バナナ事件判決を引用しているので、本件は、アメリカン・バナナ事件判決における第三の例外に該当するものと解される。なお、本判決は、後にハンド判事によって、アルコア事件第二判決の先例として引用されている。前述注(48)参照。
- (71) 前述注(60)およびその本文参照。
- (72) なぜそれが不可能であるかについては、ハンド判事は、「厳密に言うならば」——シーグマン事件判決——、「事物の本質から考えて」——The James M'Gee, 300 F. 93, 96 (S. D. N. Y. 1924)——、「必然的だ」——*Direction der Disconto-Gesellschaft v. U. S. Steel Corp.*, 300 F. 741, 744 (S. D. N. Y. 1924)——「寧ろでも寧ろ」か述べよう。
- (73) *Guiness v. Miller*, 291 F. 769, 770 (S. D. N. Y. 1924).
- (74) シーグマン事件判決以外に、The James M'Gee, 300 F. 93, 96 (S. D. N. Y. 1924) (the original of copies); *Direction der Disconto-Gesellschaft v. U. S. Steel Corp.*, 300 F. 741, 744 (S. D. N. Y. 1924) (rights and duties similar); *Scheer v. Rockne Motors Corporation*, 68 F. 2d 942, 944 (2d Cir. 1934) (the standard for its own legal consequences).
- (75) *Direction der Disconto-Gesellschaft v. U. S. Steel Corp.*, 300 F. 741, 744 (S. D. N. Y. 1924).
- (76) 100 F. 2d 367, 368 (2d Cir. 1938). ハンド判事は、ここで第一次抵触法リストイテム四七条を引用している。それによると、人は、その領土内に現存しなくても、居住または国籍を理由として、ジュリスディクションに服する。Restatement, supra note (2), at 77-78. 但し、現存を理由としたジュリスディクションのみが属地主義にもとづくものである。ハンド判事自身が下した *Kilpatrick v. Texas & P. Ry. Co.*, 166 F. 2d 788, 791 (1948) によると、「法人がともかくも『現存』しなければならぬとしたら、それは、忠誠義務に服さない者の法律関係についての——立法的、執行的または司法的

——国家権力の属地的な制限にもとづいてゐる。」See also Blackmer v. United States, 284 U. S. 421, 437 (1932). 前述注(47)も参照。なお、ハンド判事は、シーグマン事件判決において、同時にリヌタイトメント六五条——前述注(48)参照——も引用しているが、その意味については、後述注(84)参照。

(77) 但し、外国金銭債務の履行地が当該通貨所属国にある場合、米國裁判所におけるドル換算時点は、両者の間で異なる。すなわち、ハンド判事の理論によると、執行されるべき責任の内容は、行為地法上の責任と類似しているとはいへ、あくまで法廷地法上の責任であるから、すでに金銭債務不履行発生の時点において、ドル建ての責任が発生しており、したがって、ドル換算時点は、金銭債務不履行時である。Guinness v. Miller, 291 F. 769 (S. D. N. Y. 1924). この事件の上告審において、ホームズ判事は、履行地が米國にあるとして、同じ結論を支持した。Hicks v. Guinness, 269 U. S. 71, 80-81 (1925). しかし、ホームズ判事の理論によると、履行地が当該通貨所属国にあると認定される場合には、あくまで行為地法上の責任が執行されるので、ドルへの換算は、訴訟が提起されたときに初めて必要となる。すなわち、ドル換算時点は、訴訟提起時である。Deutsche Bank Filiale Nurnberg v. Humphrey, 272 U. S. 517, 519-520 (1926); Zimmermann v. Sutherland, 274 U. S. 253, 255-256 (1927).

(78) E. M. Dodd, The Power of the Supreme Court to Review State Decisions in the Field of Conflict of Laws, 39 Harv. L. R. (1926), at 537.

(79) ホームズ判事は、United States v. Thompson, 257 U. S. 419, 432 (1922) において、次のように述べた。「事件が外国法または一般海商法 (general maritime law) によるべきであると言われる場合、それは、本件について、主権が外部から示唆されたルールを拾い上げ、自國のルールの一部にすることを短く言つたにすぎない。」

(80) D. F. Cavers, Comment: The Two "Local Law" Theories, 63 Harv. L. R. (1950), at 832.

(81) 30 F. 2d 600, 603-604 (2d. Cir. 1929).

(82) ここでいう「反トラスト法」とは、クレイトン法一条が定義したような連邦制定法の集合体——前述注(33)参照——ではなく、競争制限を禁止した成文法および不文法の全体を指すものと理解すべきである。

(83) これに対して、ホームズ判事の抵触法理論によるならば、外国法により成立した責任は、そのまま法廷地の裁判所により執行されるので、それが当該國において、「公的秩序」に関する法でない限り、原則として承認されるであろう。前述注(23)

参照。

(84) ここでは、断定を避けるが、例えば、ハンド判事によるリステイトメント条文の引用からも、同じ結論を導くことができる。すなわち、シーグマン事件判決では、第一次抵触法リステイトメント四七条および六五条が引用されていたが、——前述注(76)参照——、アルコア事件第二判決では、六五条しか引用されていない——前述注(48)——。したがって、前者では、六五条の結果発生地のジュリスディクションは、ストラスハイム事件判決のように、四七条にいう現在地在を擬制することによって、根拠づけられていたが、後者では、このような擬制を必要とすることなく、端的に「行為に対するジュリスディクション (jurisdiction over acts)」が認められたことを窺わせる。第一次抵触法リステイトメント五五条およびコメント a ——Restatement, *supra* note (2), at 87. ——参照。

(85) C. A. Wright/A. R. Miller/E. H. Cooper, *Federal Practice and Procedure*, § 3801 (1976), at 5.

(86) *Id.*, § 3818, at 107.

(87) ジュリスディクションが権力の問題であるならば、ヴェニエーは、場所の問題、すなわち権力を行使できる場所 (the place where that authority may be exercised) の問題である。 *Id.*, § 3801, at 5.

(88) したがって、クレイトン法二二条によると、被告法人の事業遂行地区の裁判所は、その地において令状送達を行うことはできないが、設立準拠法所屬地区または所在地区において「域外送達」 (extraterritorial service) を行うことができ。 *Id.*, § 3818, at 110. See also Eastman Kodak Co. v. Southern Photo Materials Co., 273 U.S. 359, 374 (1927).

(89) St. Louis S. W. R. Co. v. Alexander, 227 U.S. 218 (1913); International Harvester Co. v. Kentucky, 234 U.S. 579 (1914); Washington-Virginia R. Co. v. Real Estate Trust Co., 238 U.S. 185 (1915).

(90) 220 N. Y. 259 (1917); 227 U.S. 218, 226-227 (1913); 234 U.S. 579, 583, 585, 587 (1914); 238 U.S. 185, 186, 190 (1915). See also Green v. Chicago, B. & Q. R. Co., 205 U.S. 530, 532-533 (1907).

(91) 前述注(64)・(76)およびそれらの本文参照。

(92) アメリカン・バナナ事件判決およびアルコア事件第二判決において述べられた「捕らえる (catch)」という用語は「このように理解されるべきである。なお、ホームズ判事は Michigan Trust Co. v. Ferry, 228 U.S. 346, 353 (1913) において次のように述べている。「人に対する正規のジュリスディクションは、その人を逮捕し、主権者の決定を待つために拘禁して

おくために、それを主張できる主権者の権力にもとづいている。しかし、その権力が現に存在し、かつ訴訟開始時の送達によつて主張される場合、または当事者が何らかの法定の方式によりジュリスディクションに服する場合、当裁判所は、物理的権力を維持する必要を省き、当事者がジュリスディクション内に留まっているか否かを問わないで、判決に同様の効力を付与している。」

(93) 45 F.2d. 139, 140-141 (2d. Cir. 1930). なお、ハンド判事は、次のようにも述べている。「逮捕令状 (capias) の送達は、裁判所が発する命令に被告を現実服せしめるが、通常は、それに代えて、通知が送達されるだけであろう。」前述注(92)、後述注(94)も参照。

(94) 326 U.S. 310, 316 (1945). ストーン判事は、次のように述べている。「歴史的にみると、对人判決 (judgment in personam) を下す裁判所のジュリスディクションは、被告の人身に対する現実の権力にもとづいている。したがつて、裁判所の属地的なジュリスディクション内における彼の現存が、彼を人的に拘束する判決言渡しの前提条件であつた。……しかし、応訴のための逮捕令状 (capias ad respondendum) が召喚令状の交付送達またはその他の方式の通知に取つて代わられてしまつた今日、適正手続によつて要求されるのは、次のことだけである。すなわち、被告を对人判決に服せしめるためには、もし彼が法廷地の領土内に現存しないのであれば、訴訟の維持が『伝統的なフェア・プレイおよび実質的正義の観念』に反しない程度において、彼が法廷地と一定の最低限度の関連を持つてゐることである。」本判決の詳細およびその後の判例の展開については、野村美明「アメリカにおける国際事件の裁判管轄権問題(一)」(阪大法学二二六号九一頁以下、一二七号六七頁以下参照)。

(95) このような基準は、ヴェニニューおよび令状送達のためのものである。前述注(86)〜(88)およびそれらの本文参照。

(96) 例えば、第二次抵触法リストイメント六条(法選択の原則)および二四条(人に対する司法的ジュリスディクションの原則)参照。Restatement, supra note(3), at 10, 105.

(97) 具体的解決の試みについては、拙稿「海運同盟に対する米国政府規制の域外適用」香川法学六巻三号四九頁以下参照。

(98) 例えば、丹宗昭信・山手治之・小原喜雄編『国際経済法』(一九八七年)第五章第一節(小原)二二六七頁以下では、「対物管轄権」の問題として、アルコア事件第二判決が取り上げられているが、その趣旨は不明である。

**The Concepts of “Jurisdiction”
in American Conflict of Laws Theories
— Alcoa Case Revised —**

Yasuhiro OKUDA*

- I Introduction
- II Precise Description of the Cases
 - 1 American Banana
 - 2 Alcoa-Part I
 - 3 Alcoa-Part II
- III Legislative Jurisdiction
 - 1 *Conflict of Laws Theory of Justice Holmes*
 - 2 *Conflict of Laws Theory of Judge Learned Hand*
- IV Judicial Jurisdiction
- V Conclusion

“American Banana” and “Alcoa”, both are often cited as leading cases of the “extraterritorial application” of the American antitrust laws. But they have been scarcely analyzed from the view of the jurisdiction concepts which were popular at the time of the judgments. These concepts are very different from those we have now for the modern conflict of laws theories.

The jurisdiction was then territorial in the very nature of things, because it arised through the mere presence of a person within the territory. If the act of the person affects seriously another sovereign, the court should deem the place of consequences as one of his presence. While the act is more and more important than the presence of a person, the concepts of jurisdiction have been changed radically. Namely the jurisdiction is no longer territorial, because it works not over persons,

*Professor of Law, Hokkaido University

but over acts. The court need not therefore the fiction of the presence.

The same applies to the difference between “American Banana” and “Alcoa”. Justice Holmes thought that the jurisdiction of the place of consequences is very exceptional, because he needed the fiction of the presence of persons. On the other hand Judge Learned Hand thought that it is very ordinary, because he accepted the concept of jurisdiction over acts, and because acts in broader sense include not only the conduct, but also the consequence.